

令和7・8・9年度主観的事項(安曇野市新客観点数)加点項目一覧

	項目	加点内容
技術力 (a)	工事成績	令和4・5・6年度にしゅん工した安曇野市発注工事の工事成績の平均点に応じ加(減)点(上下水道事業発注分を含む全ての工事が対象) 【加(減)点=(3年間の工事成績平均点-65点)×3.5】 【水道施設工事の業種のみ】 令和4・5・6年度にしゅん工した安曇野市上水道事業発注工事の工事成績の平均点に応じ加(減)点 【加(減)点=(3年間の工事成績平均点-65点)×3.5】
	優良工事表彰	令和3・4・5・6年度において、安曇野市の優良工事表彰を受けた場合に加点(上下水道事業発注分を含むすべての工事が対象) 【表彰1回につき10点(最大30点)】 ＜水道施設工事の業種のみ＞ 令和3・4・5・6年度において、安曇野市上水道事業の優良工事表彰を受けた場合に加点 【表彰1回につき10点(最大30点)】
	民間資格等 取得資格数※	資格審査基準日及び申請日において、雇用する技術者が経営事項審査に反映されない資格を有している場合に加点 【技術者が有する1資格につき1点(上限30点)】
	ICT活用工事实績 ※ (市発注工事の実績については別途審査)	資格審査基準日直前2年間において、国及び県が発注した工事でICT活用工事の実績がある場合及び令和5・6年度にしゅん工した安曇野市発注工事で、ICT活用工事の実績がある場合に加点(安曇野市上下水道事業発注分を含む全ての工事が対象) 【1件につき5点(最大15点)】
	休業制度利用実績(育児及び介護休業)※	資格審査基準日直前4年間において、育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点(男性含む場合、更に+5点)(最大10点)】
雇用環境 (b)	ワーク・ライフ・バランス1 ※	資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言」登録企業となっている場合に加点 【3点】
	ワーク・ライフ・バランス2 ※	資格審査基準日において、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証を受けている場合に加点 【1コース認証につき5点(最大15点)】
	労働安全衛生※	資格審査基準日において、ISO45001、C O H S M Sのいずれかを取得している場合に加点 【15点】
	労働災害防止団体での活動※	資格審査基準日を含む年度の前年度において、建設業労働災害防止協会長野県支部での活動がある場合に加点 【5点】
	新規学卒者の採用※	資格審査基準日直前4年間において、新規学卒者の社員採用がある場合に加点 ※申請までに退職した者は対象外 【5点(技術職を含む場合、更に+10点)(最大15点)】
	女性技術者雇用※	資格審査基準日及び申請日において、主任技術者となる資格を有する女性技術者を雇用している場合に加点 【5点】

	項目	加点内容
	障がい者雇用※	資格審査基準日直前の6月1日において、障害者雇用促進法43条第1項の規定に基づく「法定雇用率」を達成している場合、又は資格審査基準日において、雇用義務のない者が障がい者を1人（雇用率制度に準じた算定）以上雇用している場合に加点 【10点】
	技術者の賃金支払い形態※	資格審査基準日において、技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合により加算 【50%以上 80%未満：6点、80%以上：10点】
	週休二日等休日に関する制度※	資格審査基準日において、4週8休制（年間休日120日以上）を導入している場合に加点 【15点】
社会的責任・貢献(c)	環境配慮1※	資格審査基準日において、事業活動温暖化対策計画書を策定している場合に加点（策定義務者は加点対象外） 【10点】
	環境配慮2※	資格審査基準日において、ISO14001、エコアクション21又は地域版環境プログラムのいずれかの認証登録を受けている場合に加点 【7点】
	県産業廃棄物3R実践協定※	資格審査基準日において、長野県産業廃棄物3R実践協定を締結している場合に加点（排出事業者（建設業）） 【10点】
	県SDGs推進企業登録※	資格審査基準日において、長野県SDGs推進企業登録制度に登録している場合に加点 【10点】
	法務省の協力雇用主の登録※	資格審査基準日において、刑務所出所者等を雇用する「協力雇用主」として登録している場合に加点 【3点】
	地域貢献	① 消防団協力事業所登録 令和7年1月1日時点において、安曇野市消防団協力事業所に登録されている場合に加点 【10点】
		② 除雪等の契約締結 令和4・5・6年度において、安曇野市と除雪等の契約を締結した場合に加点 【除雪：10点/年、オペレーター又は融雪剤散布：5点/年】 （最大30点）
	入札参加停止	令和5・6年度において、安曇野市から入札参加資格停止の措置を受けた場合に減点 【停止月数×（-10）点（最大60点の減点）】
	水道事業待機業務	＜水道施設工事の業種のみ＞ 令和4・5・6年度において、安曇野市の水道事業待機業務に登録している場合 【10点/年】
	災害時応急対策協定	＜水道施設工事の業種のみ＞ 令和4・5・6年度において、安曇野市水道事業協同組合の組合員になっている場合に加点 【10点/年】

（注）「※」がついている項目は、長野県の「主観的事項（信州企業評価項目）」の加点項目と同一です。信州企業評価項目の同一項目に加点がある場合は、その点数が安曇野市の主観的事項（新客観点数）に加点されます。